

議案第 7 号

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例（平成 15 年川崎市条例第
3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「が施行日以後会員の資格を失ったときは」を「に対し、規則
で定めるところにより、1 回に限り」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の条例附則第 2 項の規定により給付を行っ
た者については、改正後の条例附則第 2 項の規定は、適用しない。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例附則第 2 項に基づく給付を行う時期を変更するため、この条例を制定するものである。